

# 介護給付費算定に係る体制等に関する届出について

## 【短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護】

この要件は令和3年4月1日現在のものです。今後、厚生労働省からの通知等があった場合は要件の内容について見直すことがありますので、あらかじめご了承ください。

### 1 提出書類

加算等の種別	必要書類
<b>共通必要書類</b>	① 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書 ② 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表 ③ 誓約書(加算用)
生活機能向上連携加算(Ⅰ)(Ⅱ)	① 外部のリハビリテーション事業所等と連携していることがわかる契約書等の写し
機能訓練指導体制	① 従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表(算定日から4週間分を機能訓練指導員分で作成) ② 資格証等の写し(理学療法士等未提出分)
個別機能訓練体制	① 従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表(算定日から4週間分を機能訓練指導員分で作成) ② 資格証等の写し(理学療法士等未提出分)
看護体制加算(Ⅰ)又は(Ⅲ) 【短期入所生活介護】	① 看護体制加算に係る届出書(別紙9-2) ② 従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表(算定日から4週間分を看護師分で作成) ③ 中重度要介護者等受入要件確認表(参考様式) ④ 看護師免許証の写し(未提出分)
看護体制加算(Ⅱ)又は(Ⅳ) 【短期入所生活介護】	① 看護体制加算に係る届出書(別紙9-2) ② 従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表(算定日から4週間分を看護職員分で作成) ③ 中重度要介護者等受入要件確認表(参考様式) ④ 看護師等免許証の写し(看護職員未提出分)
医療連携強化加算 【短期入所生活介護】	① 協力医療機関との緊急やむを得ない場合の対応に係る取り決めの内容が分かる書類 ※看護体制加算(Ⅱ)又は(Ⅳ)の算定が必要
夜勤職員配置加算(Ⅰ)(Ⅱ)(Ⅲ)(Ⅳ) 【短期入所生活介護】	① 従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表(算定日から4週間分を介護職員及び看護職員分で作成) ② 資格証、研修の修了証、業務登録証等の写し(※(Ⅲ)(Ⅳ)のみ)
テクノロジーの導入(夜勤職員配置加算関係) 【短期入所生活介護】	① テクノロジーの導入による夜勤職員配置加算に係る届出書(別紙22)
若年性認知症利用者受入加算	※共通必要書類のみ
送迎体制	※共通必要書類のみ
療養食加算	※共通必要書類のみ
認知症専門ケア加算(Ⅰ)(Ⅱ)	① 認知症介護実践リーダー研修の修了証の写し 又は 認知症看護に係る適切な研修を修了していることを証する書類 ② 認知症介護指導者養成研修の修了証の写し 又は 認知症看護に係る適切な研修を修了していることを証する書類(※(Ⅱ)のみ)
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)(Ⅱ)(Ⅲ)	① サービス提供体制強化加算に関する届出書(別紙12-4) ② サービス提供体制強化加算要件確認表(参考様式)
併設本体施設における介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)の届出状況	※共通必要書類のみ
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)(Ⅱ)(Ⅲ) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)(Ⅱ)	① 介護職員処遇改善計画書・介護職員等特定処遇改善計画書 ② 介護職員処遇改善計画・介護職員等特定処遇改善計画変更届(※提出済みの計画書の変更を行う場合のみ)
LIFEへの登録	※共通必要書類の①②のみ(誓約書不要)

## 2 事業所にて作成及び保管が必要な書類(指定権者からの求めがあった場合に提出)

加算等の種別	必要書類
テクノロジーの導入(夜勤職員配置加算関係) 【短期入所生活介護】	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 導入機器の内容が分かる資料(カタログ、仕様書、取扱説明書等)</li> <li>② 見守り機器等活用委員会の定期的な開催記録(3月に1回)</li> <li>③ 見守り機器等を活用する際の安全体制及びケアの質の確保並びに職員の負担軽減に関する掲げる事項の実施記録</li> <li>④ 見守り機器等の定期的な点検記録</li> <li>⑤ 見守り機器等の使用方法の講習や介護事故又はヒヤリ・ハット事例等の周知、事例を通じた再発防止策の実習等を含む職員研修の定期的な開催記録</li> </ul>
認知症専門ケア加算(Ⅰ)(Ⅱ)	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 中重度要介護者等受入要件確認表(直近3月間の認知症高齢者日常生活自立度ランクⅢ以上の利用者の割合を毎月記録すること)</li> <li>② 認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議の定期的な開催記録</li> <li>③ 個別の介護職員、看護職員に係る認知症ケアに関する研修計画及び実施記録(※(Ⅱ)のみ)</li> </ul>
併設本体施設における介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)の届出状況	① 併設本体施設にて介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)を算定していることがわかる書類(計画書、加算届の写し等)
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)(Ⅱ)(Ⅲ) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)(Ⅱ)	※計画書様式内の確認項目欄及び証明する資料の例を参照

## 3 算定要件

基準	解釈通知
指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準 (平成12年厚生労働省告示第19号)	指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分)及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について (平成12年3月1日老企第36号)
指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準 (平成18年厚生労働省告示第127号)	指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について (平成18年3月17日老計発0317001 老振発0317001 老老発0317001)